

2014年6月

平成26年会社法改正  
Ⅲ その他

新株予約権についても同様の改正がなされています  
(法第244条第3項)。

1 株主名簿等の閲覧等の請求の拒絶事由

旧法では、株主名簿及び新株予約権原簿の閲覧等請求の拒絶事由として「請求者が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき」が定められていました(旧法第125条第3項第3号、第252条第3項第3号)が、かかる拒絶事由については、請求者が株式会社と実質的に競争関係にあるというのみで閲覧等請求の拒絶を認める合理的理由はないとの指摘がなされていました。

そこで、改正法では、株主名簿及び新株予約権原簿の閲覧等請求の拒絶事由から上記定めを削除することとしました。

3 監査役等の監査の範囲に関する登記

旧法では、「監査役設置会社」の登記上、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社と、かかる定款の定めがない株式会社とで区別がなされていませんでした。しかし、監査の範囲に関する定款の定めがある場合にはその旨を登記上も明確にするのが相当であるとの指摘がなされていました。

そこで、改正法では、監査役等の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社について、当該定款の定めがある旨を登記事項に追加することとしました(法第911条第3項第17号)。

2 募集株式が譲渡制限株式会社である場合等の総数引受契約

会社法第204条第2項では、募集株式が譲渡制限株式会社である場合には、募集株式の割当てを受ける者及びその者に割り当てる募集株式の数の決定は、取締役会(取締役会設置会社でない場合は株主総会)の決議によらなければならないものとされています。他方、旧法第205条は、募集株式を引き受けようとする者が総数引受契約を締結する場合には、法第204条第2項を適用しないものとされています。

しかしながら、譲渡制限株式の譲渡承認の規律を募集の場面でも及ぼそうとする法第204条第2項の趣旨は、総数引受契約を締結する場合においても妥当するとの指摘がなされていました。

そこで、改正法では、募集株式を引き受けようとする者が、総数引受契約を締結する場合において、当該募集株式が譲渡制限株式会社であるときは、株式会社は、取締役会(取締役会設置会社でない場合は株主総会)において当該契約の承認を受けなければならないものとされました(法第205条第2項)。

4 いわゆる人的分割における準備金の計上

旧法では、吸収分割株式会社が吸収分割の効力発生日に剰余金の配当として吸収分割承継会社の株式を交付する(いわゆる人的分割)場合においては、財源規制等の適用を排除する一方で、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に10分の1を乗じて得た額を準備金として計上することを義務付ける規定(旧法第445条第4項)の適用は排除されていなかったことから、準備金の計上が必要と解されていました。

しかし、分割可能額の有無にかかわらず剰余金の配当が行われる人的分割において、準備金の計上を義務付ける理由はないと指摘されていました。

そこで、改正法では、人的分割の場合は、準備金の計上は不要とされました。(法第792条、第812条)。

5 発行可能株式総数に関する規律

(1) 新設合併等と公開会社になる場合

会社法では、既存株主の持株比率の低下の限界を画する観点から、公開会社の設立時発行株式総数を決定する場面や、公開会社の発行可能株式総数を増加する

【監修者】 [パートナー 弁護士 渡辺 徹](#)

【執筆者】 [パートナー 弁護士 原 吉宏](#)

本ニューズレターは法的助言を目的するものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。本ニューズレターの発送中止のご希望、ご住所、ご連絡先の変更のお届け、又は本ニューズレターに関する一般的なお問合せは、下記までご連絡ください。

北浜法律事務所・外国法共同事業 ニュースレター係  
(TEL: 06-6202-1088 E-mail: [newsletter@kitahama.or.jp](mailto:newsletter@kitahama.or.jp))

〔大阪〕北浜法律事務所・外国法共同事業  
〒541-0041 大阪市中央区北浜1-8-16 大阪証券取引所ビル  
TEL 06-6202-1088(代)/FAX 06-6202-1080-1130-9550

〔東京〕弁護士法人北浜法律事務所東京事務所  
〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-7-12 サピアタワー14F  
TEL 03-5219-5151(代)/FAX 03-5219-5155

〔福岡〕弁護士法人北浜法律事務所福岡事務所  
〒812-0018 福岡市博多区住吉1-2-25  
キャナルシティ・ビジネスセンタービル4F  
TEL 092-263-9990/FAX 092-263-9991

<http://www.kitahama.or.jp/>

場面において、発行可能株式総数は発行済株式総数の4倍を超えないものとする、いわゆる4倍規制が設けられています。他方、新設合併等における設立の場面や、公開会社でない株式会社が定款を変更して公開会社となる場面では4倍規制は設けられていません。

しかし、このような場面でも4倍規制の趣旨は妥当すると考えられることから、改正法は、新設合併等における設立株式会社の設立時発行株式総数は、発行可能株式総数の4分の1を下ることができないものとし（法第814条第1項）。また、公開会社でない株式会社が定款を変更して公開会社となる場合には、当該定款の変更後の発行可能株式総数は、当該定款の変更が効力を生じた時における発行済株式総数の4倍を超えることができないものとし（法第113条第3項）。

## （2）株式の併合

旧法では、株式の併合がされた場合は、発行済株式総数は減少するものの、発行可能株式総数は変動しないものと解されていました。このため、株式の併合後に発行可能株式総数が発行済株式の4倍以上になる事態が生じ、かかる発行可能株式総数の枠を利用して大幅な希釈化を伴う第三者割当増資を行うといった弊害が生じていました。

そこで、改正法は、発行可能株式総数が株式の併合後における発行済株式総数の4倍を超える事態が生じることのないよう、株式会社が株式の併合をしようとする場合には、株主総会の決議によって、株式併合の効力発生日における発行済株式総数の4倍を超えない範囲で、効力発生日における発行可能株式総数を定めなければならないものとし（法第180条第2項、第3項）。

## 6 金融商品取引法上の規制に反した者による議決権行使の差止請求

会社法改正要綱においては、株主が、他の株主が金融商品取引法上の公開買付規制について重大な違反をした場合は、違反行為により取得した株式について議決権行使の差止請求権を行使できることとしていましたが、政府内での検討の結果、改正法では、かかる規定は設けられないことになりました。

以上

### 【参考文献】

岩原伸作「『会社法制の見直しに関する要綱案』の解説〔VI〕」商事1980号4頁以下